

兵庫県公報

平成28年12月28日 水曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

教育長訓令	ページ
○ 教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令	1
○ 県立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令	1

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第6号

本 庁
地 方 機 関
教 育 機 関

教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月28日

兵庫県教育長 高井芳朗

教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局等職員服務規程（昭和44年兵庫県教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「年次休暇、病気休暇、特別休暇、育児部分休暇、介護休暇若しくは組合休暇（以下これらを）」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第14条第1項各号に掲げる休暇（以下）」に改める。

様式第8号中「年次休暇、病気休暇、特別休暇、育児部分休暇、介護休暇、組合休暇又は欠勤の別」を「休暇又は欠勤の別（休暇の場合は、休暇の種類）」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。



兵庫県教育長訓令第7号

県 立 学 校

県立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月28日

兵庫県教育長 高井芳朗

県立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

県立学校教職員の服務に関する規程（昭和39年兵庫県教育長訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

本則（第11条第3項を除く。）中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第6条を次のように改める。

（休暇及び欠勤）

第6条 職員は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第14条第1項各号に掲げる休暇（以下「休暇」という。）を得、又は欠勤（休日、休暇その他法令の規定により職務に専念する義務を免除された場合以外の理由で、職員が正規の勤務時間中に勤務しない場合をいう。以下同じ。）をしようとするときは、休暇欠勤願（様式第3号）により、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員が急病その他やむを得ない理由により、あらかじめ承認を受けることができないときは、速やかに、その旨を校長に連絡し、事後に承認を受けて休暇を得、又は欠勤をすることができる。

第11条第2項中「行なおう」を「行おう」に改め、同条第3項中「行なつた」を「行った」に改める。

第18条第2項中「行ない」を「行い」に改める。

様式第1号中「昭和」を削る。

様式第3号中「休暇欠勤等願」を「休暇欠勤願」に、「休暇・欠勤・遅刻・早退の別」を「休暇又は欠勤の別(休暇の場合は、休暇の種類)」に改める。

様式第4号の1から様式第5号の2までの規定中「昭和」を削り、「殿」を「様」に改める。

様式第6号中「殿」を「様」に改め、同様式備考2中「職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和26年兵庫県人事委員会規則第9号)第2条第4号から第8号まで、第10号及び第11号」を「職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和39年兵庫県人事委員会規則第11号)第2条第6号及び第7号」に改める。

様式第7号から様式第9号までの規定中「殿」を「様」に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 (第16条関係)

C#	1	2
	0	5

人事管理					
201	202	203	204	205	206

教職員 課 長		副課長		班長 (主幹)		係		記録係	
経 由	地 教 委 教 育 長		所 属 長					係	

履 歴 事 項 変 更 届 (異動事項通知書)

所属コード	所 属 名							区分
3 4 5 6 7 8								9
								2

職員コード	補正	変更後の氏名(カナ)														変更後の氏名(漢字)													
10 11 12 13 14 15 16	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34																												

年 号	生年月日			学 歴	最終学歴			試 験 区 分 コ ー ド	年 号	試験区分合格			修 正 コ ー ド	資 格 免 許 コ ー ド	年 号	資格免許取得			修 正 コ ー ド																		
	年	月	日		年	月	日			年	月	日				年	月	日		年	月	日															
54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91

項 目	旧	新	添 付 書 類
氏 名			住 民 票 記 載 事 項 証 明 書
学 歴			卒 業 証 明 書
資 格 免 許			取 得 証 明 書
そ の 他			証 書

上 記 の と お り お 届 け し ま す 。

年 月 日

処 理 年 月	年 号	年	月
	195	196	197

兵 庫 県 教 育 委 員 会 様

所 属

職 名

氏 名



附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。